新潟県

新潟県報

発行　新潟県

第 93 号

平成30年11月30日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主　要　目　次

規　　則

53　新潟県臨床検査技師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則（医務薬事課）

告　　示

1198　軽油引取税に係る特約業者の指定取消（税務課）
1199　産業立地促進地域の指定（産業立地課）
1200　農用地利用配分計画の認可（地域農政推進課）
1201　保安林の指定解除（治山課）
1202　国土調査の成果認証（農村環境課）
1203　公共測量の終了通知（監理課）
1204　公共測量の終了通知（監理課）
1205　建設業法による許可の取消し（監理課）
1206　道路の区域変更（道路管理課）
1207　道路の供用開始（道路管理課）
1208　道路の区域変更（道路管理課）
1209　道路の区域変更（道路管理課）
1210　土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
1211　土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
1212　土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
1213　土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
1214　土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
1215　土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
1216　土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
1217　土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
1218　土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
1219　土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
1220　土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
1221　土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
1222　土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
1223　土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）
1224　換地処分の届出（都市整備課）

公　　告

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）
大規模小売店舗の変更（商業・地場産業振興課）
大規模小売店舗の変更（商業・地場産業振興課）

病院局公告

一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

規　　則

新潟県臨床検査技師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年11月30日

新潟県知事　花　角　英　世

新潟県規則第53号

新潟県臨床検査技師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

新潟県臨床検査技師等に関する法律施行細則（昭和56年新潟県規則第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改　正　後	改　正　前
（衛生検査所の登録申請） **第３条**　法第20条の３第１項の規定による衛生検査所の登録の申請書には、省令第11条第２項の規定によるもののほか、次に掲げる書類を添えなければならない。 (1)～(3)　（略） (4) 遺伝子関連・染色体検査の業務を実施する場合において、遺伝子関連・染色体検査の精度の確保に係る責任者が医師又は臨床検査技師であるときは、当該者の医師免許証又は臨床検査技師免許証の写し (5) 検査業務に従事する者（管理者、指導監督医、精度管理責任者及び遺伝子関連・染色体検査の精度の確保に係る責任者を除く。）が医師、臨床検査技師又は衛生検査技師である場合にあつては、当該者の医師免許証、臨床検査技師免許証又は衛生検査技師免許証の写し (6) 省令第12条第18号に規定する精度管理に必要な措置に関する書類 (7)　（略） (8)　（略）	（衛生検査所の登録申請） **第３条**　法第20条の３第１項の規定による衛生検査所の登録の申請書には、省令第11条第２項の規定によるもののほか、次に掲げる書類を添えなければならない。 (1)～(3)　（略） (4) 検査業務に従事する者（管理者、指導監督医及び精度管理責任者を除く。）の医師免許証、臨床検査技師免許証又は衛生検査技師免許証の写し (5) 省令第12条第17号に規定する精度管理に必要な措置に関する書類 (6)　（略） (7)　（略）
（衛生検査所の変更の届出） **第６条**　法第20条の４第３項の規定による変更の届書には、省令第16条第３項の規定によるもののほか、次に掲げる書類を添えなければならない。 (1)　（略） (2) 管理者の変更の場合にあつては、第３条第１号に掲げる書類 (3) 指導監督医の変更の場合にあつては、第３条第２号に掲げる書類 (4) 精度管理責任者の変更の場合にあつては、第３条第３号に掲げる書類 (5) 遺伝子関連・染色体検査の精度の確保に係る責任者の変更の場合にあつては、省令第11条第	（衛生検査所の変更の届出） **第６条**　法第20条の４第３項の規定による変更の届書には、省令第16条第３項の規定によるもののほか、次に掲げる書類を添えなければならない。 (1)　（略） (2) 管理者又は精度管理責任者の変更の場合にあつては、新たに就任する者の医師免許証、臨床検査技師免許証又は衛生検査技師免許証の写し (3) 指導監督医の変更の場合にあつては、新たに就任する者の医師免許証の写し及び履歴書

２項第５号に掲げる書類及び第３条第４号に掲げる書類	

附　則

この規則は、平成30年12月１日から施行する。

告　　示

◎新潟県告示第1198号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の９第３項の規定により、軽油引取税に係る特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成30年11月30日

新潟県知事　花　角　英　世

１　特約業者の名称及び代表者の氏名

有限会社　大金屋

代表取締役　金子　一雄

２　主たる事務所の所在地

新潟県妙高市中町４番３号

３　取消年月日

平成30年９月30日

◎新潟県告示第1199号

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例（平成15年新潟県条例第23号）第２条第３項の規定により、産業立地促進地域を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、産業労働観光部産業立地課において縦覧に供する。

平成30年11月30日

新潟県知事　花　角　英　世

産業立地促進地域の名称	区　　域	指 定 年 月 日
越路（来迎寺）地域	長岡市朝日字上ノ山の一部	平成30年11月21日

◎新潟県告示第1200号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第１項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成30年11月30日

新潟県知事　花　角　英　世

１　農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
新発田市	９者	五十公野関野1225番ほか123筆　14.4ha
阿賀野市	３者	堀越市戸3994番ほか33筆　4.2ha
胎内市	６者	乙中野818番ほか30筆　11.3ha
新潟市	23者	北区太田377番ほか189筆　22.8ha
五泉市	１者	東四ツ屋大坪870番ほか５筆　1.4ha
三条市	７者	井栗梅田乙375番ほか32筆　4.5ha
弥彦村	１者	矢作柿ノ浦7578番１ほか40筆　3.8ha
出雲崎町	１者	大寺池小路27番ほか13筆　0.9ha
魚沼市	１者	吉水谷内2020番１ほか14筆　2.3ha
十日町市	７者	中条726番ほか146筆　18.9ha
上越市	１者	清里区岡野町道地252番ほか10筆　2.1ha
糸魚川市	２者	大和川大原6298番ほか４筆　0.7ha
佐渡市	７者	新穂潟上2107番６ほか24筆　3.8ha

合　計	69者	676筆　91.0ha

２　認可年月日
平成30年11月29日

◎新潟県告示第1201号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の２第２項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成30年11月30日

新潟県新潟地域振興局長

１(1) 解除に係る所在場所
新潟県新潟市北区島見町字浜原１の416・１の421（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）、１の408、１の409、１の413、１の414、１の431、１の432、２の558、太郎代字浜辺１の1137、１の1138

(2) 保安林として指定された目的
飛砂の防備

(3) 解除の理由
港湾施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を新潟地域振興局農林振興部及び新潟市役所に備え置いて縦覧に供する。）

２(1) 解除に係る所在場所
新潟県新潟市北区島見町字浜原１の431、１の432

(2) 保安林として指定された目的
公衆の保健

(3) 解除の理由
港湾施設用地とするため

◎新潟県告示第1202号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第２項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成30年11月30日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　調査を行った者の名称及び地域

調査を行った者の名称	成果の名称及び地域
十日町市	十日町市の地籍図及び地籍簿 錦町一丁目、錦町二丁目、美雪町一丁目、美雪町二丁目、美雪町三丁目、寿町一丁目、寿町二丁目、寿町三丁目、寿町四丁目の全部
十日町市	十日町市の地籍図及び地籍簿 河内町、千歳町一丁目、千歳町二丁目、千歳町三丁目、妻有町西一丁目、妻有町西二丁目、妻有町西三丁目、妻有町東一丁目、妻有町東二丁目の全部、川治の一部

２　認証年月日
平成30年11月19日

◎新潟県告示第1203号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第２項の規定により、柏崎市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第３項の規定により公示する。

平成30年11月30日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　作業種類　公共測量（基準点測量）
２　作業期間　平成30年８月１日から平成30年10月31日まで
３　作業地域　柏崎市半田地区

◎新潟県告示第1204号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第２項の規定により、新潟県新潟地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第３項の規定により公示する。

平成30年11月30日

新潟県知事　　花　角　　英　世

1　作業種類　公共測量（基準点測量）

2　作業期間　平成30年５月14日から平成30年８月15日まで

3　作業地域　新潟市西区板井及び南区松橋地区

◎新潟県告示第1205号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定により次のとおり許可を取り消した。

平成30年11月30日

新潟県知事　　花　角　　英　世

1　処分をした年月日　平成30年10月25日

2　被処分者の商号、代表者の氏名

山本冷熱工業株式会社

山本　榮輔

3　主たる営業所の所在地

燕市吉田若生町21－14

4　許可番号　新潟県知事許可（般－27）第22338号

5　処分の内容　管工事業、熱絶縁工事業、さく井工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6　処分の原因となった事実

平成30年10月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

1　処分をした年月日　平成30年10月17日

2　被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社一成建設

中田　大輔

3　主たる営業所の所在地

上越市下門前1983

4　許可番号　新潟県知事許可（般－27）第27130号

5　処分の内容　大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6　処分の原因となった事実

平成30年10月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

1　処分をした年月日　平成30年10月２日

2　被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社熊木商事

笠原　香織

3　主たる営業所の所在地

上越市大潟区土底浜1752－４

4　許可番号　新潟県知事許可（般－25）第43130号

5　処分の内容　大工工事業、石工事業、しゆんせつ工事業、造園工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6　処分の原因となった事実

平成30年10月２日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

1　処分をした年月日　平成30年10月15日

２　被処分者の商号、代表者の氏名
　株式会社英
　皆川　尚英
３　主たる営業所の所在地
　新潟市江南区曙町５－３－41
４　許可番号　新潟県知事許可（般－25）第42044号
５　処分の内容　土木工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
６　処分の原因となった事実
　平成30年10月15日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

１　処分をした年月日　平成30年10月11日
２　被処分者の商号、代表者の氏名
　株式会社川松産業
　川上　一昭
３　主たる営業所の所在地
　長岡市濁沢町1069－１
４　許可番号　新潟県知事許可（般－29）第45284号
５　処分の内容　土木工事業、とび・土工工事業、しゆんせつ工事業、塗装工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
６　処分の原因となった事実
　平成30年10月11日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

１　処分をした年月日　平成30年10月17日
２　被処分者の商号、代表者の氏名
　田沢工務店
　田沢　義明
３　主たる営業所の所在地
　新潟市秋葉区矢代田708－10
４　許可番号　新潟県知事許可（般－27）第1466号
５　処分の内容　建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
６　処分の原因となった事実
　平成30年10月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

１　処分をした年月日　平成30年10月12日
２　被処分者の商号、代表者の氏名
　株式会社横川建設
　保坂　義博
３　主たる営業所の所在地
　糸魚川市大字根小屋140－１
４　許可番号　新潟県知事許可（般－29）第11072号
５　処分の内容　建築工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
６　処分の原因となった事実
　平成30年10月12日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

1　処分をした年月日　平成30年10月23日
2　被処分者の商号、代表者の氏名
　清水土木工業
　清水　浩
3　主たる営業所の所在地
　上越市大町１－４－22
4　許可番号　新潟県知事許可（般－29）第20347号
5　処分の内容　土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、舗装工事業、解体工事業に係る一般建設業の許可の取消し
6　処分の原因となった事実
　平成30年９月21日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

1　処分をした年月日　平成30年10月23日
2　被処分者の商号、代表者の氏名
　ＣＯＭＰＡＮＹ　ＳＡＫＡＥ
　本間　栄治
3　主たる営業所の所在地
　北蒲原郡聖籠町諏訪山1557－１
4　許可番号　新潟県知事許可（般－28）第45027号
5　処分の内容　大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
6　処分の原因となった事実
　平成30年10月４日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

1　処分をした年月日　平成30年10月16日
2　被処分者の商号、代表者の氏名
　ダイキンＨＶＡＣソリューション新潟株式会社
　渡邊　知巳
3　主たる営業所の所在地
　新潟市中央区米山３－５－14
4　許可番号　新潟県知事許可（特－27）第44910号
5　処分の内容　管工事業に係る特定建設業の許可の取消し
6　処分の原因となった事実
　平成30年10月２日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

1　処分をした年月日　平成30年10月９日
2　被処分者の商号、代表者の氏名
　株式会社マルタカ建設
　佐藤　貴之
3　主たる営業所の所在地
　新潟市秋葉区矢代田1727－１
4　許可番号　新潟県知事許可（般－25）第43047号
5　処分の内容　建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6　処分の原因となった事実
　平成30年10月９日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

1　処分をした年月日　平成30年10月９日
2　被処分者の商号、代表者の氏名
　株式会社土田総合建築センター
　土田　修一
3　主たる営業所の所在地
　三条市柳沢411－９
4　許可番号　新潟県知事許可（般特－26）第5932号
5　処分の内容　建築工事業に係る特定建設業の許可の取消し
6　処分の原因となった事実
　平成30年10月９日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

1　処分をした年月日　平成30年10月４日
2　被処分者の商号、代表者の氏名
　有限会社大源工務店
　阿達　敏雄
3　主たる営業所の所在地
　魚沼市小出島1209－104
4　許可番号　新潟県知事許可（般－29）第17565号
5　処分の内容　建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
6　処分の原因となった事実
　平成30年10月４日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

1　処分をした年月日　平成30年10月11日
2　被処分者の商号、代表者の氏名
　株式会社カトー
　加藤　昌樹
3　主たる営業所の所在地
　燕市吉田寿町４－１
4　許可番号　新潟県知事許可（特－30）第41520号
5　処分の内容　管工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し
6　処分の原因となった事実
　平成30年９月21日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

1　処分をした年月日　平成30年９月28日
2　被処分者の商号、代表者の氏名
　有限会社モリヤマ
　森山　和美
3　主たる営業所の所在地
　長岡市下々条２－1339－１

４　許可番号　新潟県知事許可（般－29）第17425号
５　処分の内容　建築工事業、鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可の取消し
６　処分の原因となった事実
　平成30年９月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

１　処分をした年月日　平成30年10月１日
２　被処分者の商号、代表者の氏名
　有限会社イテック
　伊藤　隆
３　主たる営業所の所在地
　新潟市西区坂井砂山１－８－10
４　許可番号　新潟県知事許可（般－30）第41295号
５　処分の内容　電気工事業、鋼構造物工事業、機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可の取消し
６　処分の原因となった事実
　平成30年10月１日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

１　処分をした年月日　平成30年10月３日
２　被処分者の商号、代表者の氏名
　成上興業株式会社
　小黒　監
３　主たる営業所の所在地
　新潟市北区大月1656
４　許可番号　新潟県知事許可（般－28）第43808号
５　処分の内容　管工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
６　処分の原因となった事実
　平成30年10月３日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

１　処分をした年月日　平成30年９月27日
２　被処分者の商号、代表者の氏名
　有限会社シオザキ
　塩﨑　隆一
３　主たる営業所の所在地
　新潟市西蒲区河井227
４　許可番号　新潟県知事許可（般－26）第44480号
５　処分の内容　塗装工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
６　処分の原因となった事実
　平成30年９月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

１　処分をした年月日　平成30年９月19日
２　被処分者の商号、代表者の氏名
　有限会社橘建設
　橘　高志

３　主たる営業所の所在地
　長岡市下塩2058
４　許可番号　新潟県知事許可（般－27）第43560号
５　処分の内容　大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
６　処分の原因となった事実
　平成30年９月19日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

◎新潟県告示第1206号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。
　平成30年11月30日
　　新潟県知事　花　角　英　世
１　道路の種類　県道
２　路　線　名　柏崎高浜堀之内線
３　道路の区域

区　間	新旧の別	敷地の幅員	延長
柏崎市大字宮川字上町2317番２から 同市西山町鬼王字前田152番１まで	新	7.5～92.5メートル	7509.1メートル
柏崎市大字宮川字中町2284番から 同市西山町鬼王字前田152番１まで	旧	(A)6.5～47.4メートル	4878.9メートル
柏崎市大字宮川字上町2317番２から 同市西山町鬼王字前田152番１まで		(B)7.5～92.5メートル	7509.1メートル

備考１　上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
　２　路線の重用
　　一部区間一般国道352号、県道椎谷礼拝停車場線及び県道向山西山停車場線と重用

◎新潟県告示第1207号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。
なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。
　平成30年11月30日
　　新潟県知事　花　角　英　世
１　路　線　名　県道　柏崎高浜堀之内線
２　供用開始の区間
　柏崎市西山町長嶺字前田1864番１から同市西山町鬼王字前田97番１まで
３　供用開始の期日　平成30年11月30日

◎新潟県告示第1208号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。
　平成30年11月30日
　　新潟県知事　花　角　英　世
１　道路の種類　県道

２　路　線　名　向山西山停車場線
３　道路の区域

区　　間	新旧の別	敷　地　の　幅　員	延　　長
柏崎市西山町長嶺字城ノ沢717番１から 同市西山町西山349番５まで	新	4.5～40.8メートル	2399.4メートル
柏崎市西山町長嶺字城ノ沢717番１から 同市西山町西山331番６まで	旧	5.0～21.4メートル	1622.4メートル

備考　路線の重用
　　一部区間一般国道116号、県道柏崎高浜堀之内線及び県道黒部柏崎線と重用

◎新潟県告示第1209号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年11月30日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　道路の種類　県道
２　路　線　名　門出石黒線
３　道路の区域

区　　間	新旧の別	敷　地　の　幅　員	延　　長
柏崎市高柳町石黒字ヒカゲ1793番３から 同市高柳町石黒字アラヤ1753番２まで	新	8.0～39.0メートル	156.4メートル
柏崎市高柳町石黒字ヒカゲ1793番３から 同市高柳町石黒字アラヤ1758番１まで	旧	(A)8.0～20.0メートル	193.9メートル
柏崎市高柳町石黒字ヒカゲ1793番３から 同市高柳町石黒字アラヤ1753番２まで		(B)8.0～39.0メートル	156.4メートル

備考　上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第1210号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第７条第１項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成29年３月21日新潟県告示第300号）を次のとおり解除する。

平成30年11月30日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
樽田(3)地区	上越市安塚区樽田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1211号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第７条第１項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成24年９月25日新潟県告示第1174号）を次のとおり解除する。

平成30年11月30日

新潟県知事　花　角　英　世

１　上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大島Ｉ地区	上越市大島区棚岡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1212号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第７条第１項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成28年３月15日新潟県告示第328号）を次のとおり解除する。

平成30年11月30日

新潟県知事　花　角　英　世

１　上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
谷(6)地区	上越市浦川原区谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1213号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第９条第８項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成29年２月７日新潟県告示第114号）の指定を解除する。

平成30年11月30日

新潟県知事　花　角　英　世

１　上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
西山寺前田地区	上越市大字西山寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1214号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第９条第８項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成29年３月10日新潟県告示第251号）の指定を解除する。

平成30年11月30日

新潟県知事　花　角　英　世

１　上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大原(1)地区	上越市安塚区大原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1215号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第９条第８項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成29年３月21日新潟県告示第301号）の指定を解除する。

平成30年11月30日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
松崎(1)地区	上越市安塚区松崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
樽田(3)地区	上越市安塚区樽田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1216号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第９条第８項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成24年９月25日新潟県告示第1175号）の指定を解除する。

平成30年11月30日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大島Ⅰ地区	上越市大島区棚岡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1217号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第９条第８項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成20年11月４日新潟県告示第1699号）の指定を解除する。

平成30年11月30日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宇津俣第二－(1)地区	上越市牧区宇津俣	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宇津俣第二－(4)地区	上越市牧区宇津俣	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1218号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第９条第８項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成28年３月15日新潟県告示第329号）の指定を解除する。

平成30年11月30日

新潟県知事　花　角　英　世

１　上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
谷(6)地区	上越市浦川原区谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
オクボ地区	妙高市大字猪野山	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1219号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第９条第８項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成24年12月14日新潟県告示第1465号）の指定を解除する。

平成30年11月30日

新潟県知事　花　角　英　世

１　上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
桑曽根川地区	上越市牧区川井沢	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1220号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第９条第８項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成28年11月15日新潟県告示第1176号）の指定を解除する。

平成30年11月30日

新潟県知事　花　角　英　世

1　上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
猿橋地区	妙高市大字猿橋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
道端地区	妙高市大字楡島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1221号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第９条第８項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成28年４月26日新潟県告示第584号）の指定を解除する。

平成30年11月30日

新潟県知事　花　角　英　世

1　上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
坂口新田地区	妙高市大字坂口新田	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1222号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第７条第１項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成30年11月30日

新潟県知事　花　角　英　世

1　上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
樽田(3)地区	上越市安塚区樽田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大島(1)地区	上越市大島区棚岡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
谷(6)地区	上越市浦川原区谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1223号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第９条第１項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年11月30日

新潟県知事　花　角　英　世

1　上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
西山寺前田地区	上越市大字西山寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大原(1)地区	上越市安塚区大原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松崎(1)地区	上越市安塚区松崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
樽田(3)地区	上越市安塚区樽田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大島(1)地区	上越市大島区棚岡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宇津俣第二ー(1)地区	上越市牧区宇津俣	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宇津俣第二ー(4)地区	上越市牧区宇津俣	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
谷(6)地区	上越市浦川原区谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桑曽根川地区	上越市牧区川井沢	次の図のとおり	土石流
猿橋地区	妙高市大字猿橋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
道端地区	妙高市大字楡島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
オクボ地区	妙高市大字猪野山	次の図のとおり	土石流
坂口新田地区	妙高市大字坂口新田	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1224号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第３項の規定により、上越市から、換地処分を行った旨の届出があった。

平成30年11月30日

新潟県知事　花　角　英　世

公　告

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第８条第１項及び第２項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成30年11月30日

新潟県知事　花　角　英　世

1　大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
　名　称　コメリホームセンター六日町店
　所在地　南魚沼市六日町字野際2456番地　外
　設置者　株式会社コメリ
2　届出の概要及び公告日
　概　要　大規模小売店舗立地法附則第５条第１項の規定による変更（大規模小売店舗内の店舗面積の合計、駐車場の駐車台数等の変更）に関する届出
　公告日　平成30年７月６日
3　意見の概要
(1) 南魚沼市からの意見の概要
　意見なし
(2) 居住者等の意見の概要
　意見書の提出はなかった。
4　縦覧場所
　新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
5　縦覧期間
　平成30年11月30日から平成30年12月30日まで

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第８条第２項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から４月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成30年11月30日

新潟県知事　花　角　英　世

1　大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
　名　称　柏崎ショッピングストリート　グリーン・グリーン（区画Ａ）
　所在地　柏崎市東柳田36番地　外
　設置者　有限会社　朋友
2　変更した事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称の変更
　（変更前）株式会社ファーストリテイリング
　（変更後）株式会社ユニクロ
(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の変更
　ア（変更前）株式会社星光堂薬局　代表取締役　近藤　泰彦
　　（変更後）株式会社星光堂薬局　代表取締役　小島　徹
　イ（変更前）株式会社ファーストリテイリング　代表取締役　玉塚　元一
　　（変更後）株式会社ユニクロ　代表取締役　柳井　正
(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所の変更
　（変更前）株式会社星光堂薬局　新潟市小針一丁目17番23号
　（変更後）株式会社星光堂薬局　新潟市中央区本馬越２丁目８番21号
3　変更年月日
(1) 平成17年11月１日
(2) ア　平成29年３月26日
　イ　平成17年11月１日
(3) 平成23年５月１日
4　変更の理由
(1) 子会社へ承継したため
(2) ア　株主総会で決定したため
　イ　子会社へ承継したため
(3) 本社移転のため

５　届出年月日
平成30年10月18日
６　縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
（なお、柏崎市産業振興部商業観光課でも閲覧ができます。）
７　縦覧期間
平成30年11月30日から平成31年３月30日まで
８　大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課　商業振興係
電　　話　025－280－5237
Ｅメ ー ル　ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第８条第２項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から４月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成30年11月30日
新潟県知事　花　角　英　世

１　大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名　称　柏崎ショッピングストリート　グリーン・グリーン（区画Ｂ）
所在地　柏崎市東柳田30番地　外
設置者　有限会社　朋友
２　変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の変更
（変更前）株式会社西松屋チェーン、はるやま商事株式会社
（変更後）株式会社西松屋チェーン、未定
３　変更年月日
平成30年１月31日
４　変更の理由
退店のため
５　届出年月日
平成30年10月18日
６　縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
（なお、柏崎市産業振興部商業観光課でも閲覧ができます。）
７　縦覧期間
平成30年11月30日から平成31年３月30日まで
８　大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課　商業振興係
電　　話　025－280－5237
Ｅメ ー ル　ngt050020@pref.niigata.lg.jp

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第１項の規定により、滅菌・洗浄室関連機器の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成30年11月30日
新潟県立加茂病院長　秋山　修宏

1　入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

滅菌・洗浄室関連機器　一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成31年８月30日（金）

ただし、建物の竣工時期に変更がある場合は別途協議する。

(4) 納入場所

新潟県立加茂病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県内に本社（本店）又は営業所等（支店、支社又は出張所等の名称は問わない。）が所在する者であること。

(6) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第６条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3　入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号　959－1397

新潟県加茂市青海町１丁目９番１号

新潟県立加茂病院経営課

電話番号　0256－52－0701

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記３(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成30年12月７日（金）午後５時00分

4　入札、開札の日時及び場所

平成30年12月14日（金）午前10時00分

新潟県立加茂病院講堂

5　その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第５号。以下「規程」という。）第186条第３項第１号又は第３号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立加茂病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記３(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれ

を無効とする。

(6) 契約書作成の要否　要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア　契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ　詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第１項の規定により、臨床用ポリグラフの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成30年11月30日

新潟県立がんセンター新潟病院長　佐藤　信昭

1　入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

臨床用ポリグラフ　１式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成31年３月29日（金）

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第６条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3　入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号　951－8566

新潟県新潟市中央区川岸町２丁目15番地３

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号　025－266－5111　内線2312

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記３(1)の交付場所で交付する。

4　入札、開札の日時及び場所

平成30年12月10日（月）午前10時00分

新潟県立がんセンター新潟病院　がん予防総合センター３階研修室Ａ

5　その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
(2) 入札保証金
免除する。
(3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第５号。以下「規程」という。）第186条第３項第１号又は第３号に該当する場合は、免除する。
(4) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
(5) 契約書作成の要否
要
(6) 落札者の決定方法
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
(7) 契約の停止等
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
(8) その他
ア　契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）
イ　詳細は入札説明書による。